

欧州委員会のメルコスール知的財産権・中小企業ヘルプデスク，
ラテンアメリカ知的財産権・中小企業ヘルプデスクとして業務拡大

2015年7月23日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会のメルコスール（南米南部共同市場）知的財産権・中小企業ヘルプデスク（MERCOSUR IPR SME Helpdesk）は、7月7日からその業務を大幅に拡大し、メルコスール加盟国及びチリのみならず、18か国以上のラテンアメリカ諸国をカバーするサービスを開始、ラテンアメリカ知的財産権・中小企業ヘルプデスク（Latin America IPR SME Helpdesk）に改称した旨、自身のウェブサイトにて公表した。

メルコスール知的財産権・中小企業ヘルプデスクは、欧州委員会・域内市場・起業・中小企業総局が資金を拠出するプロジェクトとして、2013年11月から2015年6月までの間、メルコスール加盟国¹及びチリにおける欧州中小企業の知的財産権の保護、権利行使のために、無料で情報・サービスを提供してきた。共同実施機関はスペインのアリカンテ大学や欧州商工会議所ネットワーク、チリ知的財産庁、ブラジルのカンピーナス大学等の8機関であり、同ヘルプデスクのサービスの内容は、知財保護や権利行使に関する問い合わせ対応、政府機関・専門機関・専門家の紹介、研修・eラーニングツールの提供、ニュースレター発行、オンライン・セミナーの提供など。アリカンテ大学に設置された本部に加え、カンピーナス大学にも事務所が開設されていた。

今回の業務拡大・改称に伴い、ラテンアメリカ知的財産権・中小企業ヘルプデスクは、従来の対象国であったメルコスール加盟国及びチリにとどまらず、メキシコ、コロンビア及びペルーを含む18か国以上のラテンアメリカ諸国を対象としたサービスを提供することとなった。

なお、欧州委員会は、中国及びアセアンについても知的財産権・中小企業ヘルプデスクを開設し、同様のサービスを提供している。

— ラテンアメリカ知的財産権・中小企業ヘルプデスクのウェブサイトのトップページと、同ウェブサイト中の業務拡大について言及したページは、それぞれ以下参照 —

[Latin America IPR SME Helpdesk](#)

[The Latin America IPR SME Helpdesk is here!](#)

¹ 加盟国はアルゼンチン、ボリビア、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ。なお、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー、スリナムは準加盟国。

— 知的財産権・中小企業ヘルプデスクについての欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
[欧州委員会、メルコスール知的財産権・中小企業ヘルプデスクを開設（2013年12月20日）](#)
[\(PDF\)](#)
[欧州委員会、アセアン知的財産権・中小企業ヘルプデスクを開設（2013年3月25日）\(PDF\)](#)

(以上)